

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月六日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第二十一号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>3  2 (職員) 第四十七条 (略)</p> <p>3  2 (略)</p> <p>前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(第六十七条第十五項に規定する心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所</p>	<p>2 (職員) 第四十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所</p>

に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護師等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、附則第五条又は附則第六条の規定により保育士とみなされる者及び第四十七条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第七条 前二条の規定を適用するときは、保育士（第四十七条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、附則第二条又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前二条の規定の適用がないものとした場合の第四十七条第二項により算定される保育士の数の三分の二以上置かなければならない。

第八条 第四十七条第三項及び附則第二条の規定により特定理学療法士等及び同条に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（第四十七条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第七条 前二条の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第二条又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第四十七条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上置かなければならない。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正）

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の資格）            第三条（略）            2―5（略）            6 第二項、第三項及び前項の規定により認定子ども園に置かなければならない保育士登録を受けた者については、一人に限って、当該認定子ども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学</p>	<p>（職員の資格）            第三条（略）            2―5（略）</p>

科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づいて教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（学級の編制）  
第四条（略）

2 前項の規定により編制された学級の一学級の子どもの数は、三十人以下でなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

附則

1—3 (略)  
4 第三条第二項及び第五項（括弧書を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録を受けた者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもつて代えることができる。

第三條第六項	第三條第二項により置かなければならない保育士登録を受けた者	特定理学療法士等
附則第四項 (略)	(略)	(略)

9) 第三条第六項及び附則第七項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて当該認定子ども園の保育士登録を受けた者（第三条第六項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

10) (略)

（学級の編制）  
第四条（略）  
2 前項の規定により編制された学級の一学級の子どもの数は、三十五人以下でなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

附則

1—3 (略)  
4 第三条第二項及び第五項（括弧書を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録を受けた者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもつて代えることができる。

附則第四項 (略)	(略)	(略)
-----------	-----	-----

9) (略)

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく  
保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づ  
く幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年広  
島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
に改正する。

改正後	改正前
<p>(学級の編制の基準) 第十八条 (略)</p> <p>2 一学級の園児数は、三十人以下でなければ ならない。ただし、知事がやむを得ない理由 があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員の数等) 第十九条 幼保連携型認定こども園には、各学 級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導 保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭(次項 において「保育教諭等」という。)を一人以 上置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育 及び保育に直接従事する職員(副園長、教頭、 主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、 保育教諭、助保育教諭又は講師をいう。)は、 付録の算式により算定した人数以上置かなければ ならない。この場合において、子どもに 教育及び保育を提供している時間を通じて常 時二人を下回ってはならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項に定める者については、一人に限つ て、当該幼保連携型認定こども園に勤務する 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理 担当職員(学校教育法(昭和二十二年法律第 二十六号)の規定による大学(短期大学を除 く。))若しくは大学院において、心理学を専 修する学科、研究科若しくはこれに相当する 課程を修めて卒業した者であつて、個人及び 集団心理療法の技術を有するもの又はこれと 同等以上の能力を有すると認められる者をい う。)又は障害児の療育に関する知識及び経 験を有する者であつて、障害児の療育の指導 を行う業務に五年以上従事した経験を有する もののいづれかに該当し、かつ、子育てに関 する知識及び経験を有する者(以下「特定理 学療法士等」という。)をもって代えること ができる。ただし、当該特定理学療法士等は、 補助者として従事する場合を除き、教育課程</p>	<p>(学級の編制の基準) 第十八条 (略)</p> <p>2 一学級の園児数は、三十五人以下でなけれ ばならない。ただし、知事がやむを得ない理 由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員の数等) 第十九条 幼保連携型認定こども園には、各学 級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導 保育教諭又は保育教諭(次項において「保育 教諭等」という。)を一人以上置かなければ ならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育 及び保育に直接従事する職員(副園長、教頭、 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助 保育教諭又は講師をいう。)は、付録の算式 により算定した人数以上置かなければならな い。この場合において、子どもに教育及び保 育を提供している時間を通じて常時二人を下 回ってはならない。</p> <p>4 (略)</p>

に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一項に定める者による支援を受けることができ、その体制を確保しなければならない。

7|6|

(略)

(略)

- 一 (略)
- 二 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 (略)

附則

第七条 第十九条第三項本文に規定する職員については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第十条 第十九条第五項及び前三条の規定により第十九条第三項本文に規定する職員を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

第十一条 第十九条第五項及び附則第九条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって第十九条第三項本文に規定する職員（同条第五項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けられることができる体制を確保しなければならない。

6|5|

(略)

(略)

- 一 (略)
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 (略)

附則

第七条 第十九条第三項本文に規定する職員については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第十条 前三条の規定により第十九条第三項本文に規定する職員を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和六年広島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 令和十年三月三十一日までの間、この条例による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定(満三歳以上満四歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士及び保育に従事する職員の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定(満三歳以上満四歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士及び保育に従事する職員の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 1 当分の間、この条例による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定(満四歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士及び保育に従事する職員の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定(満四歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士及び保育に従事する職員の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>4 令和十年三月三十一日までの間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設(満三歳以上満四歳に満たない園児に対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設(満三歳以上満四歳に満たない園児に対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 当分の間、この条例による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 1 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設(満三歳以上満四歳に満たない園児に対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。))は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設(満三歳以上満四歳に満たない園児に対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。))は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>

後においても、なおその効力を有する。

5) 当分の間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例付録の規定（満四歳以上の園児に対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例付録の規定（満四歳以上の園児に対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

6) 令和十年三月三十一日までの間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定（満三歳以上満四歳未満の園児に対する教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定（満三歳以上満四歳未満の園児に対する教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

7) 当分の間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定（満四歳以上の園児に対する教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定（満四歳以上の園児に対する教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置

当分の間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における一学級の子どもの数については、第二条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例第四条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第三条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第十八条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。